

アンサンブル・パストラレー規約

1. (名称)

楽団名を「アンサンブル・パストラレー」と称する

2. (目的)

マンドリン・アンサンブルによる定期演奏会および各種演奏会の実施、参加のため演奏技術の研鑽と団員相互の親睦・交流を図り、同時に地域の音楽発展に寄与することを目的とする

3. (団員)

栄区在住・在勤の者、もしくは栄区を本拠地として活動可能な者は団員としての資格を有することができる

4. (入会)

本人の申し込みにより代表の承認を得て入団する

5. (会費)

団員は団の規定による会費を納めなければならない。会費は別途定める

6. (役員)

団には下記の役員を置く

- 1) 代表 1名
- 2) 会計 2名
- 3) 会計監査 2名
- 4) 事務局 1名
- 5) その他 団の運営上必要な役員

7. (代表)

代表は楽団「アンサンブル・パストラレー」の運営全般を統括する

8. (事務局)

事務局は代表を補佐し、楽団の円滑な運営されるよう務める

9. (会計)

- 1) 団の運営に必要な経費は会費とその他の収入により賄う
- 2) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする

10. (会計監査)

会計監査は会計が適正に実施されているか否かを監査する

11. (役員 of 責務)

役員は所定の役割りを責任をもって遂行する

12. (全員会議)

代表の発議により全員会議を随時する

13. (休部)

団員は代表に申し出て休部することができる。但し、休部中も団が定めた所定の会費を納めなければならない。休部会費は別途細則に定める

14. (退会)

本人が代表に申し出て退団することができる。

退団当該月の納入済み会費はこれを返却しない

(付則) 本規約に定めのない事項については、随時全員会議において協議の上決定する

(施行)

本規約は、平成 19 年 7 月 7 日に制定したものを平成 25 年 11 月 4 日に改定し、同時に施行する

細則

アンサンブル・パストラレー規約第 5 条、第 13 条に定める会費・休部会費は以下の通りとする

1. 団員の月会費 3,000 円/月 (前月末日までに翌月分を納める)
2. 休部団員の月会費 1,000 円/月 (未納額を 9 月末と 3 月末に納める)
3. 定期演奏会費は必要に応じて全員会議において協議の上決定する